

宗門では、法要を意義あるものとするために、基本(長期)計画の策定を現在進めているということですので、皆さんのお声をお聞かせ下さい。

【編集者註 ①】
「大遠忌」という呼称

五〇年ごとに営まれる親鸞さまの法要を「大遠忌」ということで「遠忌」とはびびるという意味で「大遠忌」とは遠く隔たった年忌とあります。『本山典礼』には、宗祖の親鸞さまの法要を「大遠忌」、蓮如さんの法要は「大」を抜いて「遠忌」と呼んできたとあります。

では、本山はどういう意味で「忌」という字を使用しているのでしょうか。辞書には「忌はむいみきらう」とあります。何を忌み嫌うのかというと、血と出産の羊水、そして死です。これら三つの不浄(ニケガレ)を赤不浄、白不浄、黒不浄と呼んで、日本人は忌み嫌うてきました。このような考え方からすると、「忌日」というと、死を忌み嫌う「物忌みをする日」ということになりま

は庶民の生活にまで深くかかわるようになったものだと思います。しかし、このケガレ意識は、部落差別や性差別(例えば太田房江大阪府知事が土俵に上がれない)など、さまざまなトラブルを生み出す問題の意識であり習慣であるといえます。

では、「大遠忌」とは、親鸞さまの忌日に物忌みをするのでしょうか。蓮如さん(にまむと)当流真宗はものいまはぬ(物忌みしない宗なり)『御文章』と、物忌みをしな



死を忌み嫌わないのが真宗の「忌旨だ」といふことです。このような話も残っています。真宗門徒の平太郎は、教え通り弥陀一仏で神祇不拜(神さまは拝まない)の日暮(ひぐす)してしたが、領主の命令で熊野詣(くまのゆき)に行かねばならなくなり、熊野(くまの)の道中、台風で土佐の船が難破し、打ち上げられた死体に遭遇(うしやう)します。平太郎以外は死を不浄(じじやう)と恐れ、その考えに従えば、穢(けが)れに触れたものは一定期間神社(じんしゃ)の境内(けいん)へ入れないので、死体に近づかず見てみぬ(みぬ)かりをして通り過ぎ(とろ)ぎます。しかし、平太郎だけがその遺体(いしん)を丁寧に埋(う)めてやったのだという話です。「門徒物知らず」という言葉は「門徒物忌み知らず」という、私たちの誇(こほ)り(き)を歴史(れき)史(し)だと思(おも)います。

しかし「物忌みせず」の教えが徹底(てきてい)していたかという、江戸時代(じやうた)、幕府(ばくぷ)の「忌」を強制(きやうせい)した「服忌令(はくきりやう)」に対し、本山(ほんさん)はいろいろな解釈(かいしゃく)はある(あ)るでしょうが結果(けいこ)として、俗家(ぞくか)同様(どうやう)「物忌みを受け入れてゆく」とことになりま(な)す。つまり、本来(ほんらい)物忌み(ものい)をしな(し)ない真宗(しんしゆ)門徒(もんた)の家(いへ)に「忌中(きちゆう)札(は)」が違和(わいご)感(かん)なく共存(こくじゆん)するようになる(な)るので(す)。

「の「忌」を問(と)う取(と)り組(ぐ)みとして



外食の時でもちゃんと台掌(たいじやう)していただくのだ。

しようか。本山(ほんさん)(総務(そうむ)局(きよ)室(しつ))に問(と)い合(あ)わせる(と)、本山(ほんさん)の使用(しよ)する「忌(い)の意味(いみ)について(は)答(こた)えられませ(な)ん(で)したが、「先日(せんじつ)も疑義(ぎぎ)が提出(ていしゆ)されてお(り)、検討(けんきゆ)が必要(ひつやう)と考(かん)えて(は)いる(橋本(はしもと)中央(ちゆうじやう)相(さう)談(だん)員(いん))」との回答(こたへ)いた(た)きま(し)た。「七五〇(ななひゃくごじゅう)回(かい)法要(はうやう)で良(よ)い(の)ではない(か)？」

親鸞(おんねん)さまの(ご)命日(めいじつ)の一月(いちげつ)十六(じゅうろく)日は、この辺(へ)ではおた(お)んや(や)として親(おん)し(ま)れて(は)いま(ま)すが、亡(な)くなら(な)れた年(とし)はい(い)つだ(だ)か(か)存(ぞん)じ(し)ですか(か)？お(お)経(きやう)の本(ほん)の最(さい)初(しよ)に「浄土(じやうど)真宗(しんしゆ)の教章(きやうしやう)とい(い)うの(の)があ(あ)つて、真宗(しんしゆ)の大綱(たいきやう)が示(し)されて(は)いま(ま)すが、そ(そ)こ(こ)は宗祖(しゆしゆ)見真(けんしん)大(だい)師(し)親鸞(おんねん)單(だん)人(にん)(二七三(にじゅうしちさん)〜二六二(にじゅうろくにん))とあり(あ)ります。一(いち)般(ぱん)に(は)、こ(こ)の二六二(にじゅうろくにん)年(ねん)が(ご)往生(おうじやう)の年(とし)とされ(さ)れて(は)いま(ま)したが、住職(ぢゆうしやく)は一貫(いっくわん)して二六三(にじゅうろくさん)年(ねん)が(ご)正(ただ)しい(の)だ(と)言(い)ひ(つ)づけて(は)いま(ま)した。日曜(にちよう)礼拝(らいはい)で浄土(じやうど)真宗(しんしゆ)の教章(きやうしやう)を皆(みな)言(い)う(と)時(とき)も、わ(わ)ざ(わ)わ(わ)二六三(にじゅうろくさん)年(ねん)と訂正(ていせい)して読(よ)み(か)け(ら)れ(は)いま(ま)す。

これは、一八七三(いちぱちしちさん)明(めい)治(ち)五(ご)年(ねん)に、これ(こ)れ(を)使(し)わ(れ)て(は)いま(ま)した太陰(たいいん)太陽(たいやう)曆(れき)(天保(てんぽう)壬寅(にんいん)曆(れき)が廢(はい)され、現(げん)在(ざい)の太(たい)陽(やう)曆(れき)グレゴリ(ぐれごり)ウス(うす)曆(れき)が正(ただ)式(しき)な曆(れき)とされ(さ)れた(の)に對(たい)応(おう)して、本山(ほんさん)も、親(おん)鸞(ねん)さま(の)命日(めいじつ)である旧曆(きゆれき)の弘長(こうちやう)二年(に)十一月(じゅういちげつ)二十八(にじゅうはち)日(にち)を太陰(たいいん)曆(れき)に換(か)算(さん)した(の)です。し(し)かし(し)政府(せいふ)の改曆(かいれき)は、正(ただ)確(かく)にはグレゴリ(ぐれごり)ウス(うす)曆(れき)に準(じゆん)拠(きよ)して(は)いま(ま)せ(な)ん(で)した。本山(ほんさん)の改曆(かいれき)もど(ど)こ(こ)で間違(まご)つた(の)と思(おも)われ(ま)す。前(ぜん)回(かい)の法要(はうやう)は、二六二(にじゅうろくにん)年(ねん)で計(けい)算(さん)して一九六一(いちじゅうくわんいち)昭(しやう)和(わ)三十三(さんじゅうさん)年(ねん)に厳修(げんしゆ)され(ま)した(が)、今(いま)回(かい)「法要(はうやう)に際(さい)し、正(ただ)しく二六三(にじゅうろくさん)年(ねん)と改(か)め、一(いち)年(ねん)遅(お)そ(れ)れて法要(はうやう)が勤(きん)まる(こと)に(な)り(ま)した。

【編集者註 ②】
親鸞さまの没年代訂正

近隣(きんりん)の五十四(ごじゅうし)ヶ寺(か)からなる安芸南(あきなん)組(ぐみ)は約(やく)二〇(にじゅう)年(ねん)前(ぜん)葬式(さうしき)の清(きよ)め塩(しほ)を廢(はい)止(と)しました。また最近(さいきん)では(は)の(の)辺(へ)は忌中(きちゆう)札(は)もやめ(め)ました。西教寺(さいきやうじ)では、年(ねん)回(かい)の呼(よ)び「回忌(かいぎ)をよめて(は)いま(ま)す。〇(まる)周(しゅう)会(かい)〇(まる)回(かい)」、「正(ただ)忌(ぎ)は(は)〇(まる)正(ただ)言(ごん)とい(い)う語(ご)を用(もち)いる(こと)に(な)り(ま)す。一(いち)方(かた)で「忌(い)をつしむ」と読(よ)み(か)え(ら)れ(ば)よ(よ)い(で)は(な)い(か)と、そ(そ)の(の)ま(ま)ま使(し)用(よう)し(つ)づける(方)も(い)ら(し)や(い)ま(ま)すが、今(いま)見(み)た(よ)う(に)、宗門(しんもん)は、江(え)戸(こ)期(き)以降(いご)は、「忌(い)に(ら)いて(は)いま(ま)は(ぬ)の(の)で(は)な(く)い(む)む」とい(い)う姿(すがた)勢(せい)を容(ゆる)認(にん)・拡(くわ)大(だい)して(は)いま(ま)した(の)です。また、そ(そ)の(の)間(ま)「忌(い)を(つ)しむ」と読(よ)む(の)だ(と)意味(いみ)を換(か)換(か)し、本(ほん)来(らい)性(じやう)を守(まも)らう(と)した(の)歴史(れき)史(し)を真(ま)実(じつ)に(し)て知(ち)り(ま)せん(の)の(の)意(い)味(み)で、あ(あ)る(と)「忌(い)を(つ)しむ」と読(よ)む(の)意(い)味(み)がある(の)で(す)。

これは、一八七三(いちぱちしちさん)明(めい)治(ち)五(ご)年(ねん)に、これ(こ)れ(を)使(し)わ(れ)て(は)いま(ま)した太陰(たいいん)太陽(たいやう)曆(れき)(天保(てんぽう)壬寅(にんいん)曆(れき)が廢(はい)され、現(げん)在(ざい)の太(たい)陽(やう)曆(れき)グレゴリ(ぐれごり)ウス(うす)曆(れき)が正(ただ)式(しき)な曆(れき)とされ(さ)れた(の)に對(たい)応(おう)して、本山(ほんさん)も、親(おん)鸞(ねん)さま(の)命日(めいじつ)である旧曆(きゆれき)の弘長(こうちやう)二年(に)十一月(じゅういちげつ)二十八(にじゅうはち)日(にち)を太陰(たいいん)曆(れき)に換(か)算(さん)した(の)です。し(し)かし(し)政府(せいふ)の改曆(かいれき)は、正(ただ)確(かく)にはグレゴリ(ぐれごり)ウス(うす)曆(れき)に準(じゆん)拠(きよ)して(は)いま(ま)せ(な)ん(で)した。本山(ほんさん)の改曆(かいれき)もど(ど)こ(こ)で間違(まご)つた(の)と思(おも)われ(ま)す。前(ぜん)回(かい)の法要(はうやう)は、二六二(にじゅうろくにん)年(ねん)で計(けい)算(さん)して一九六一(いちじゅうくわんいち)昭(しやう)和(わ)三十三(さんじゅうさん)年(ねん)に厳修(げんしゆ)され(ま)した(が)、今(いま)回(かい)「法要(はうやう)に際(さい)し、正(ただ)しく二六三(にじゅうろくさん)年(ねん)と改(か)め、一(いち)年(ねん)遅(お)そ(れ)れて法要(はうやう)が勤(きん)まる(こと)に(な)り(ま)した。

ご命日最勝講法座
めいにちさいしょうこうほうざ

日時 毎月(まいげつ)十六(じゅうろく)日(にち)
八時(はつじ)半(はん)〜十一時(じゅういちじ)スギ


場所 長(なが)ノ木(き)本(ほん)坊(ぼく)

お宗(おそう) 千(ち)一(いつ)時(じ)スギ

仏(ぶつ)教(きやう)徒(た)のお食(く)事(じ)のこ(こ)と(と)で(で)す。希(き)望(ぼう)者(しや)は、当(とう)日(にち)八(はち)時(じ)ま(ま)で(で)に、お(お)寺(じ)(21)37(さんじゅうしち)お申(まを)し(か)込(こ)み(か)み(か)み)下(くだ)さい。講(こう)中(ちゆう)ま(ま)進(しん)進(しん)料(りょう)理(り)・三(さん)〇〇(じゅう)〇(じゅう)〇(じゅう)〇)円(えん)。

椅子(いす)席(せき)で(す)。藏(ざう)本(ほん)通(つう)・三(さん)津(つ)田(た)支(し)坊(ぼく)地(ち)区(く)の(の)方(かた)も(も)ど(ど)う(う)ぞ(ぞ)お参(まを)り(り)下(くだ)さい。

(新講中) 久保(くぼ)尚(しやう)子(こ)さん



親鸞(おんねん)さま